

H29年度 全国社会人サッカー選手権大会 三重県予選

大会要項

- ① 試合時間については、80分とします。
- ② 1回戦は同点の場合、即PK戦を実施する。
準決勝以上については、延長20分を実施、尚、同点の場合はPK戦を実施する。
(インターバルについて、延長戦:3分/PK戦:1分の指示時間を設ける)
- ③ 選手エントリーについては2017年(H29年)3月31日(締切)に提出した選手とする。
- ④ 外国籍選手は3名までエントリーを認め、3名の出場を認める。
- ⑤ 登録選手提出後の追加登録選手については全国社会人サッカー選手権 三重県大会への参加は認めない。
- ⑥ 試合開始時まで7名未満の場合は棄権とし、相手の不戦勝とする。
- ⑦ 選手交代については、競技開始時に登録された選手7名の中から5名の交代が認められる。
- ⑧ 退場者は次の試合を出場停止とし、以後については社会人部規律委員会で審議する。
- ⑨ ユニホームについては、組み合わせの上段および左側が白色(もしくは淡い色)を優先とし、両方で協議する。
(色違いのユニホームを2着準備をすること。※ベンチ内は、ビブス等の準備要)
- ⑩ ベンチは組み合わせの左側および上段がピッチに向かって左側とし、右側および下段が右側とする。
- ⑪ 帯同審判員は黒色の審判服で正装とする。(用具については、実施チームで準備すること。)
- ⑫ 帯同審判については、両チームより2名選出し実施する。(1回戦のみ)
(1回戦の主審、準決勝、決勝(主審、副審)は審判委員会より派遣していただく)
- ⑬ **帯同審判員は、3級以上の有資格者が実施すること。**
(帯同審判員は、必ず審判証を持参すること。)
- ⑭ **上位2チーム(優勝・準優勝チーム)**は社会人代表として、全国社会人東海大会出場代表チームとする。
- ⑮ 競技規則については、当該年度の日本サッカー協会制定のサッカー競技規則による。
- ⑯ 懲罰
(1)本大会とそれに繋がる都道府県大会(その他の地域予選大会を含む)は懲罰規定上の同一競技会とみなさない。ただし、各競技会終了時点(昨年競技会含む)の退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
(2)都道府県大会等、本大会に繋がる大会における警告の累積は、都道府県大会で消滅し、本大会に影響を及ぼさない。

(3)本大会期間中に警告を2回受けた選手は、直近の本大会1試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。[懲罰規程[別紙2]第2条3項]参照]

(4)本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。[懲罰規程[別紙2]第4条]参照]

(5)本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。[懲罰規程[別紙2]第7条]参照]

(6)出場停止処分を受けた者は、懲罰規程[別紙2]第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。

(7)本大会は日本サッカー協会規約規程「第12章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は本連盟競技部会長とし、委員については委員長が決定する。[基本規程 第227条]

(8)本大会の規律問題は、日本サッカー協会「基本規程(懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]

⑰ 本大会の規律・フェアプレー委員会を次の通り設置する

委員長 北寺 秀彰 (社会人部委員長)

委員 長谷川明彦、大川昌紀、中川秀紀、若林正一(社会人部委員)

その他

★ 天災における試合中断時の試合結果決定として

試合途中の場合は前後半を問わず、その得点で試合を成立させ次回戦に進むチームを決定する

試合開始不可能な場合又は同点の場合は、抽選により次回戦に進むチームを決定する

- ・ 決勝からマッチコミッショナーを導入する

試合前のミーティング実施:チーム監督出席の事/ミーティングは試合開始70分前に行う

ミーティング時はユニホーム(正・副)2着を持参する事

- ・ 試合用ボールは各チームにて用意する (2球)

- ・ **ボールパーソンを置く**

(1回戦、準決勝は試合前後各チームの2名、決勝は準決勝敗退チームより4名の補助を依頼する。)

- ・ 試合当日、会場準備担当チームは、グラウンド到着後、必ず社会人部委員(会場責任者)までチーム名を連絡する事。
- ・ グラウンド準備・整備担当チームは運営に御協力をお願い致します。(各チーム6名以上)
- ・ 運営に非協力的・運営に異議を言い、協力が出来ないチームは次年度大会参加を見送る。
- ・ 試合中および練習中でのけが・事故については各チームが責任をもって対処すること。
(いかなる場合においても、主催者および主管団体は責任を負わない。)
- ・ 試合会場にチームおよび選手が持ち込んだジュース等のゴミについては持ち帰り処分すること。
- ・ 喫煙については指定された場所で喫煙のこと。吸い殻については火災に注意すること。
- ・ 吸い殻入れをジュースの缶等に使用して喫煙をしないこと。
- ・ 選手証の提示(H28年度分で可能/新規追加選手に関しては登録表を基に確認します)
選手証には顔写真が貼り付けされている事
- ・ メンバー表は試合開始70分前に選手証と一緒に本部へ提出する事

注意 駐車場において、天候に関係なく各施設の指定駐車場を利用すること。(応援者についても同じ)

県営鈴鹿スポーツガーデンでは、チーム関係者および応援者は必ず第1～第3駐車場を使用のこと。

応援者の応援場所についてはグラウンドのピッチ外でお願いします。(社会人部役員より指導されないように)